非正規社員(有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者)の労働条件でお悩みの事業主様、相談無料!

非正規の方の モチベーションを上げたい

> 非正規の方の 待遇改善に向けた 助成金制度を知りたい



優秀な非正規の方の 定着率を上げたい

賃金制度の見直し方がわからない…

そんなお悩みをお持ちの事業主のみなさま



非正規雇用労働者待遇改善支援センター

にご相談ください

STEP 1

電話・メールで まずはご相談

社会保険労務士がお悩みをお伺いし、 解決を支援します。

STEP 2

非正規社員の待遇改善を お手伝い

ご希望に応じて、事業所を訪問して、 賃金制度の見直し等のご相談について 専門家がアドバイス等をいたします。

■相談窓口はこちら

徳島県非正規雇用労働者待遇改善支援センター

- •TEL 088-624-2680
- FAX 088-654-7780
- メール tokusr-hiseikicenter@helen.ocn.ne.jp

■ご利用いただける時間

月曜日から金曜日 午前9時~午後5時 (休日は、土・日・祝日及び12月29日~1月3日)

■センター設置場所

徳島県社会保険労務士会

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2階

HP http://www.sr-tokushima.or.jp/



-労働同一賃金ガイドライン案に関するQ&A

「同一労働同一賃金ガイドライン案」とはどういうものですか?

正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(有期雇用労働者・パート タイム労働者・派遣労働者)の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合 に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごと に事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正規社員の間の待遇差について、法改正に向けた検討を行って いく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての 国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか? 守らないとどうなるのですか?



ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正 法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討さ れる改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、 今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対 象になることはありません。

※現行の労働契約法(20条)、パートタイム労働法(8条・9条)でも、 正社員と非正社員の間の不合理な待遇差を禁止しています。



非正規社員の待遇改善をする場合に、支援はありますか?

賃金規定等の見直しにより、非正規社員の賃金を2%以上増額させた 場合など一定の場合には、キャリアアップ助成金の支給を受けられる ことがあります。

ガイドライン案の内容について知りたいのですが、 どこに問い合わせたらよいでしょうか。





ガイドライン案に関する情報は、厚生労働省のホームページ に掲載しています。

同一労働同一賃金特集ページ

http://www.mhlw.go.ip/









また、ご質問がある場合は、厚生労働省に設置した専用相談窓口に お電話ください。

TEL 03-3595-3316 (平日9:30~18:15)